

令和 6 年度相模原市内部統制評価報告書について

このたび、令和 6 年度相模原市内部統制評価報告書を作成し、市議会に提出しましたので、お知らせします。

評価結果については、評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。評価対象期間中に重大な不備はなく、また把握した不備については、是正措置及び再発防止策を講じています。

引き続き、適正な事務の執行に取り組んでまいります。

＜内部統制制度＞

令和 2 年 4 月 1 日から地方自治法第 1 5 0 条の規定により、市長は、その担任する事務について、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われるための方針を策定し、当該方針に基づき必要な体制を整備することとされています。

市では、相模原市内部統制基本方針を策定し、当該方針に基づき必要な体制を整備し、運用しています。

また、会計年度ごとに内部統制評価報告書を作成し、市議会に提出しています。

令和 6 年度相模原市内部統制評価報告書及び附属資料については、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/seido/1026775/1019228.html>

下記の二次元バーコードからも市ホームページをご覧ください。



以 上

【問合せ先】

コンプライアンス推進課
電話 042-707-7040(直通)
対応責任者 丸小野